

浜松市特定教育・保育施設等指導監査委員会設置要綱

(目的)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく家庭的保育事業等及び認可外保育施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)の規定に基づく幼保連携型認定こども園並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等の規定に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下これらを「特定教育・保育施設等指導監査施設等」という。)に関する指導監査の方針その他について協議し、指導監査事務を計画的かつ効果的に実施するため、浜松市特定教育・保育施設等指導監査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、特定教育・保育施設等指導監査施設等に関する次の事項について協議するものとする。

- (1) 指導監査の実施方針及び実施計画
- (2) 指導監査の結果において改善又は是正を要する事項の指示
- (3) 問題点、不正、不祥事等の対処方針
- (4) その他委員会の設置目的に照らし必要と認められる事項

(構成員)

第3条 委員会は、別記1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 前項に掲げる委員が委員会に出席できない場合においては、当該委員が指名する職員
の代理出席を認めるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長はこども家庭部の部長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、こども家庭部の次長が委員長の職務を代理する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、会務を掌理し、委員会を代表する。

(運営)

第5条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において、第3条第2項の規定に基づき代理出席を認められた者については委員とみなす。
- 3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の職員又は児童福祉施設等の職員に委員会への出席を求め、説明を求めることができる。

(保育所の特例)

第6条 特定教育・保育施設のうち、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所について、健康福祉部福祉総務課が行う社会福祉法第20条及び児童福祉法第46条に基づく指導監査と併せて実施した場合は、浜松市社会福祉施設等指導監査委員会において協議する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、次世代育成課長が行う。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記1（第3条関係）

こども家庭部長、子育て支援課長、幼児教育・保育課長、幼児教育指導担当課長、健康福祉部福祉総務課指導監査担当課長